

[事案 29-137] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

転院後の入院については約款に定める入院に該当しないとして入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病にて入院後、さらに転院して入院したので、平成 24 年 7 月に契約した医療保険に基づき入院給付金を請求したところ、転院後の入院については、給付金が支払われなかった。しかし、本入院については、以下等の理由により、必要性があったので、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)前医は入院間もないころから、治療を放棄するような提案をし、信頼関係は全く築けなかった。
- (2)一日中倦怠感等があり、薬の微調整をしてもらわないと睡眠がとれずどんどん深みにはまってしまうための入院であり、体に合わない薬だと非常に激しい副作用が出るため、常時医師の監督が必要であった。
- (3)本入院の初診時に希死念慮やうつ症状があったことを保険会社は認めており、自死の危険性があったことからすれば、治療および入院の必要性は明らかである。
- (4)外泊は治療の必要上行われたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、前医において、入院中に複数回にわたり指導教育を受けたが、療養態度に改善が見られず、強制退院となった。但し、強制退院となった事実と、本入院が約款に定める入院に該当するか否かとは、関連がない。
- (2)転院当初から申立人の日常生活動作に制限はなく、入院直後には外泊できる状態であったことから、うつ病による緊急入院の必要性、重大な症状はなかった。また、入院中の治療内容に入院管理下でなければできない治療はなく、処方内容の大きな変更もなかった。
- (3)希死念慮をもつ精神疾患患者に入院当初から外泊を許可させることは考えがたく、そもそも入院時の主訴でもある希死念慮を申立人が持ち得たのかには疑問がある。また、入院加療を要する精神疾患患者が会社の業務に耐え得る精神状態であるとは通常考えがたく、入院の必要性に照らして矛盾がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は入院による治療が必要なものとして約款上の入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。